

第 4 編 その他 大規模災害等編

第1章 災害応急対策計画

第1節 火災応急対策計画

市内において大規模な火災等が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、市及び関係機関は次の対策を講じる。

予防計画は「第1編 第3章 I 第8節 火災予防計画」及び「第1編 第3章 II 災害に強い人づくり」による。

(実施主体:消防対策部)

(1) 発災直後の情報の収集・連絡

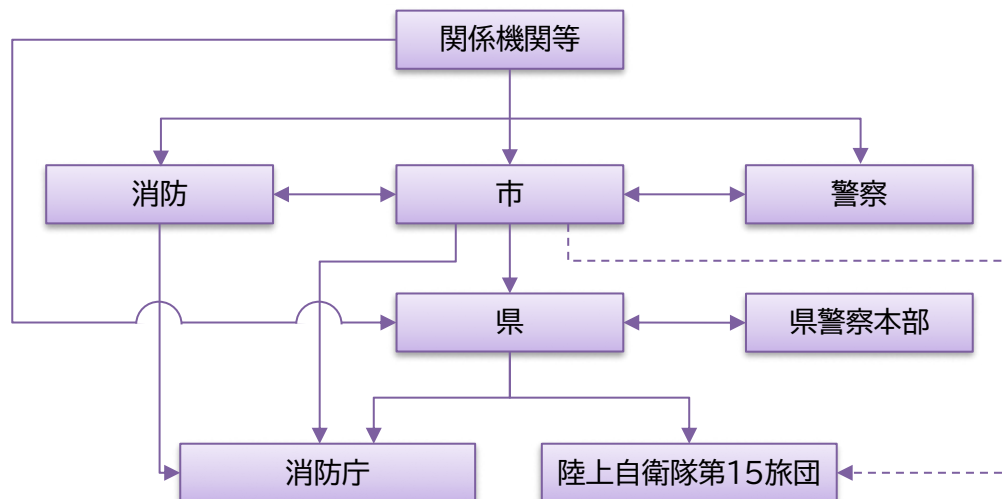
1) 災害情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県が自ら実施する応急対策の活動状況等を確認する。

2) 大規模火災情報等の収集・連絡系統

大規模火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



(2) 活動体制の確立

1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置など必要な非常体制をとる。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、次のとおり定める。

体 制	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	①大規模火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他の状況により、副市長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する
非常体制	①大規模火災により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他の状況により、市長が必要と認めた場合	大規模火災応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、次のとおり定める。

体 制	基 準	廃止基準
警戒体制 (事前配備)	①大規模火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他の状況により、副市長が必要と認めた場合	①大規模火災による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合 ②その他副市長が必要なしと認めた場合
非常体制	①大規模火災により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他の状況により、市長が必要と認めた場合	①大規模火災応急対策をおおむね完了した場合 ②その他市長が必要なしと認めた場合

2) 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を大規模火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに県に要請する。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

1) 救助・救急活動

消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の関係機関に応援を要請する。

2) 資機材等の調達

活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。なお、必要に応じて、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3) 医療活動

防災関係機関との密接な連携の下に、救護所の設置、応急処置の実施、医療機関への搬送などの医療救護活動を行うものとする。

4) 消火活動

災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防御活動が実施できない場合には、隣接市町、県、県警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら活動を実施する。

また、海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第十一管区海上保安本部に応援を要請する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じで警備業者等へ交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て、適切に提供するものとする。

【総合防災訓練での救助訓練の様子】



【総合防災訓練での消火訓練の様子】



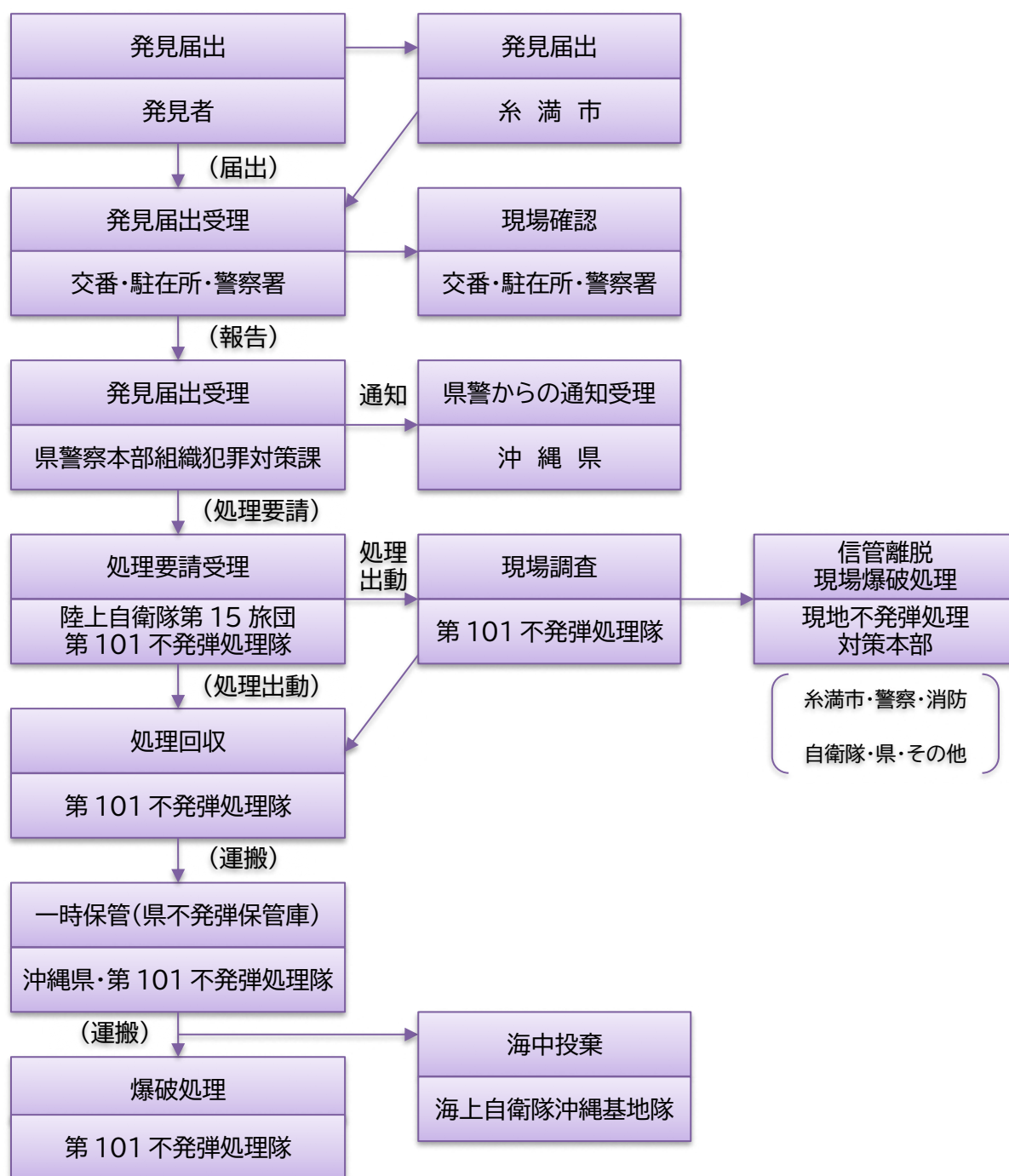
第2節 危険物等災害応急計画

不発弾による災害が発生するおそれが生じた場合、被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

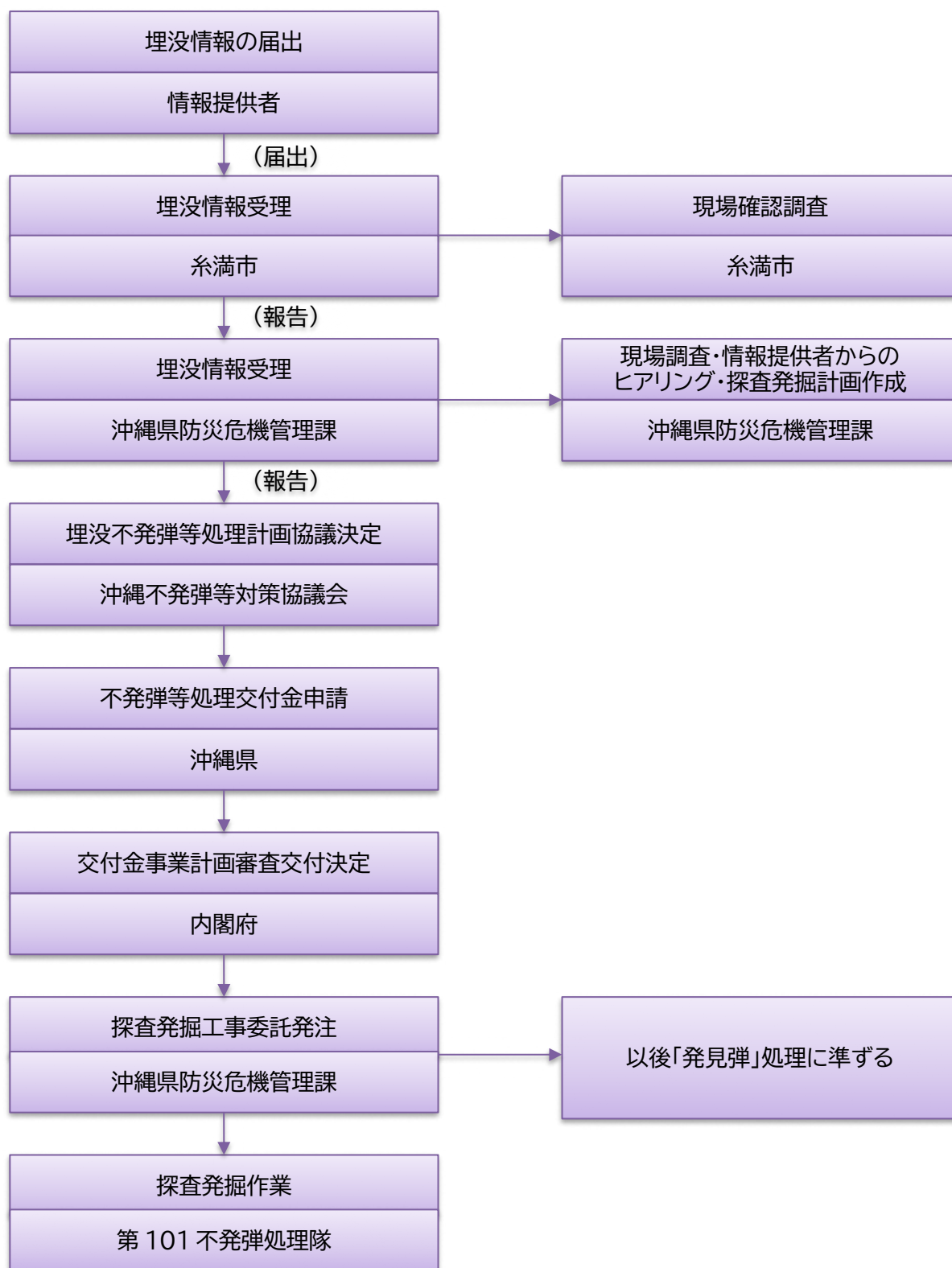
予防計画は「第1編 第3章 I 第5節 危険物等災害予防計画」による。

(実施主体:企画対策部、消防対策部、建設対策部、県)

(1) 発見弾(陸上部分)の処理業務の流れ



(2) 埋没弾(陸上部分)の処理業務の流れ



第3節 道路・航空機事故災害応急対策計画

(1) 道路事故災害対策

市内で、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

予防計画は「第1編 第3章 I 第9節 道路事故災害予防計画」による。

(実施主体: 県、消防対策部、建設対策部)

1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- ① 道路管理者は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を市に連絡する。
- ② 市は、人的被害の状況を収集し、県及び【県警察】へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を県に連絡する。
- ③ 県は、市の情報のほか、自らも被害状況を把握し、消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

2) 応急活動及び活動体制の確立

- ① 各道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のために必要な措置を講じる。
- ② 関係機関は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制をとる。

3) 救助・応急、医療及び消火活動

- ① 市は、道路管理者に対して、迅速かつ的確な救助・救出を実施するよう要請するとともに、道路管理者と協力して救助・救急活動を行う。
- ② 市は、県と協力して救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- ③ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市は県とともに、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

4) 道路、橋りょう等の応急措置

- ① 道路管理者は、道路、橋りょう、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により、早期の道路交通の確保に努める。
- ② 道路管理者及び上下水道・電力・ガス・通信等の道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。
- ③ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

5) その他

① 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

② 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 航空機事故災害対策

市内で航空機墜落事故等が発生した場合は、県、市町村及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(実施主体:県、企画対策部、消防対策部)

1) 県の役割

- ① 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して、情報収集を行う。
- ② 市が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。
- ③ 医療救護活動を実施する必要がある時は、医療救護要員の派遣又は待機を行う。
- ④ 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

2) 市の役割

- ① 航空機事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県並びに防災関係機関に連絡する。
- ② 事故に伴い火災が発生したとき、又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
- ③ 死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所や遺体安置所等の設置又は手配を行う。
- ④ 災害の規模が大きく地元市町村で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第4節 海上災害応急対策計画

基本法に定める災害※、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生又は発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて住民被害の防除や被害拡大の防止を図る。

予防計画は「第1編 第3章 I 第10節 海上災害予防対策計画」による。

(実施主体:県、第十一管区海上保安部、消防対策部、経済対策部、市民健康対策部)

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

海上事故により油等の危険物が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、管区海上保安本部内に設置される。

市は、必要に応じて災害対策本部を設置する。

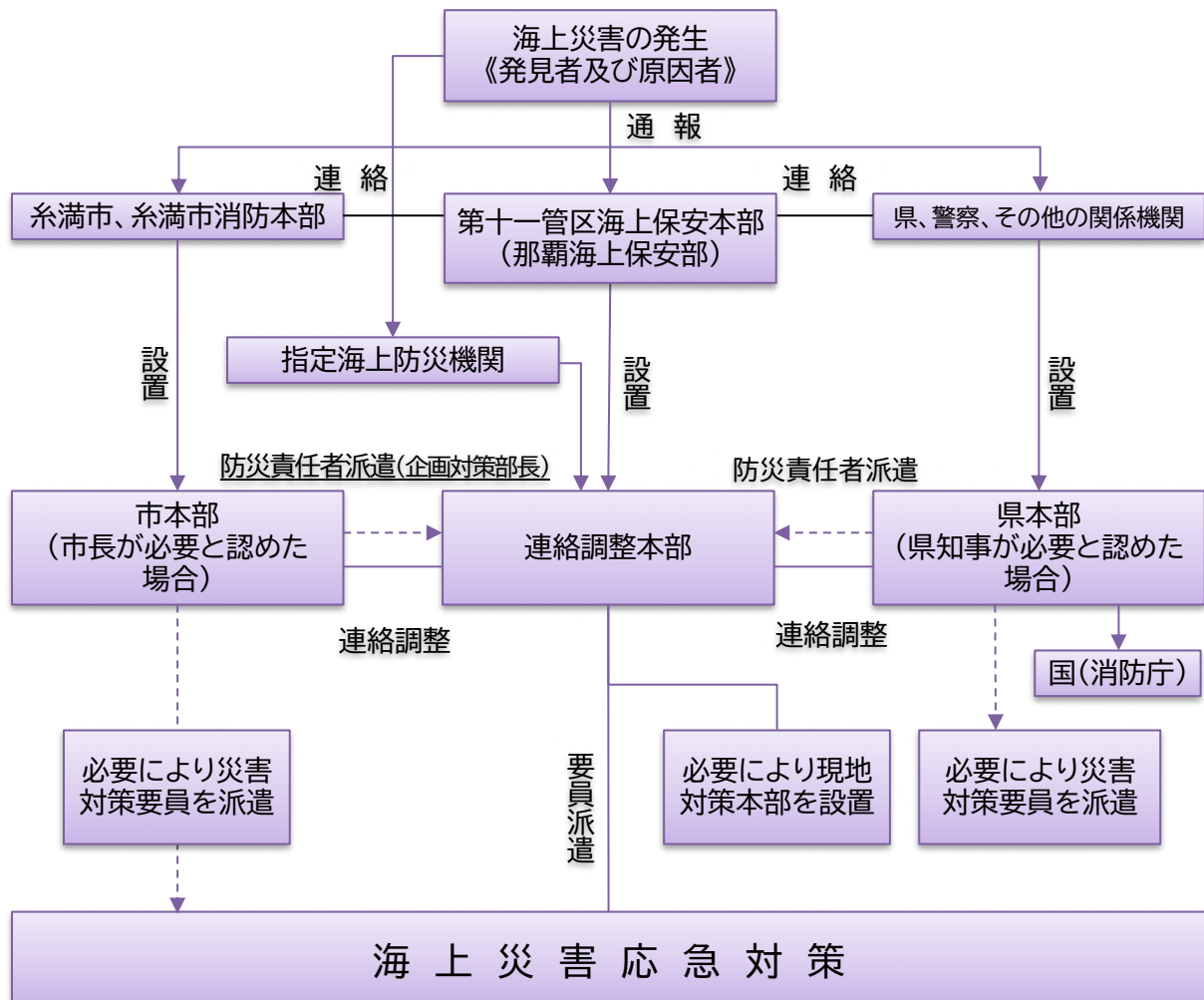
(2) 実施機関

① 第十一管区海上保安本部
② 沖縄総合事務局
③ 沖縄気象台
④ 陸上自衛隊第15旅団
⑤ 海上自衛隊沖縄基地隊
⑥ 沖縄県
⑦ 沖縄県警察、糸満警察署
⑧ 糸満市、糸満市消防本部
⑨ 日本赤十字社沖縄県支部
⑩ 事故関係企業等
⑪ 指定海上防災機関
⑫ その他関係機関及び団体

※:基本法に定める災害

第38条第1項11号の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に定める「油、有害液体物質等又は危険物の排出」等の事故災害

(3) 海上災害発生時の通報系統



(4) 市の対応

1) 災害防止対策

港内又は港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、応急活動等に伴う災害発生のおそれがある場合、商工水産班は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難勧告等、必要な措置を講じる。

また、応急対策の必要がある場合は、市長(担当・秘書防災班)が第十一管区海上保安本部に要請し、同本部の行う応急対策に協力して活動する。

【被害防止措置事項】

- ① 港内停泊船は安全な泊地に移動させる。
- ② 岸壁係留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときは、係留方法について指導する。
- ③ 荷役中の船舶は、速やかに荷役を中止させる。
- ④ 航行中の船舶は、早めに安全な港に避難するよう勧告する。
- ⑤ 災害により、港内又は港内の境界付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体が生じたときは、その物体の所有者等に物件の除去等について指導する。
- ⑥ 港内において必要と認めるときは、船舶の交通制限、危険物荷役の制限及び禁止の措置をとる。

2) 応急活動の協力等

① 第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力

市は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、第十一管区海上保安本部と協力して実施する。また、第十一管区海上保安本部に協力し、密接な連携を取りながら流出危険物の防除について応急措置を講じる。

＊ 油汚染事故対策(担当:秘書防災班)

対策別	実施内容
①油防除	ア 油汚染事故等に際して、海上保安庁長官(第十一管区海上保安本部長)から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去並びにその他の海洋の汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。 イ 油汚染事故等の緊急措置については、市における「油濁防止緊急措置手引書」を作成し、油防除資材を設置する。
②漂着油除去	ア 漂着油の防除作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 イ 応急対策用資機材については、市で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導者に協力を求め、迅速な除去に努めるものとする。

② その他市及び消防機関の実施事項

- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知及び広報
- イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ウ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- エ 防除資機材及び消火資機材の整備
- オ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導
- カ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

(5) 第十一管区海上保安本部の実施事項

1) 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部を設置する。
- ③ 通信体制を強化し、必要がある場合は、非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- ④ 巡視船舶・航空機等により、被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要がある場合は避難勧告、出入港の制限等の設置をとる。

2) 警報等の伝達

【船舶等に対する警報等の伝達】

伝達状況	措置内容
①気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	航行警報、安全通報、標識の掲揚及び巡視船舶・航空機による巡回等により、直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
②航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき	速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
③大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により、速やかに周知する。

3) 情報の収集等

災害が予想される状況及び災害発生後に関し、関係機関と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

災害が予想される状況	発災後
①在泊船舶の状況(船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運行状況等)	①海上及び沿岸部における被害状況
②船舶交通のふくそう状況	②被災地周辺海域における船舶交通の状況
③船だまり等の対応状況	③被災地周辺海域における漂流物等の状況
④被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況	④船舶、海洋施設、漁港施設等の被害状況
⑤漁港等における避難者の状況	⑤水路、航路標識の異常の有無
⑥関係機関等の対応状況	⑥漁港等における避難者の状況
⑦その他の災害応急対策の実施上必要な事項	⑦関係機関等の対応状況
	⑧その他災害応急対策の実施上必要な事項

4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じるものとする。

この場合、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

事故、火災別	活 動 内 容
①船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇・航空機等により、その搜索救助を行う。
②船舶火災又は海上火災が発生したとき	速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。 また、必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。
③危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、船舶禁止措置又は避難勧告を行う。

5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、若しくは要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対策型巡視船艇等の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定は次のとおりに行うものとする。

段階別	時期	輸 送 対 象
第1段階	①避難期	ア 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等 人命救助に要する人員及び物資 イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員など初動の応急対策に必要な要員等 エ 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	②輸送機能確保期	ア 上記(第1段階)の続行 イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	③応急復旧期	ア 上記(第2段階)の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需物資

6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったときや、その必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付又は譲与する。

7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動について支援するものとする。

8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油が流出したときは、次に掲げる措置を講じるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油等の拡散及び性状の変化の状況についての的確な把握に努め、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意するものとする。

措置状況別	措置内容
①防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとする	ア 巡視船艇・航空機により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 イ 必要に応じ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第41条の2の規定により、関係行政機関の長又は地方公共団体の長、その他の執行機関の長及び関係機関等に出動を要請し、防除作業を講じる。
②防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる。
③緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められているとき	ア 巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。 イ 必要に応じ機動防除隊又は指定海上防災機関に防除措置を依頼する。

9) 海上交通安全の確保

安全確保の必要状況	措置内容
①船舶交通のふくそうが予想される海域	必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努める。
②海難の発生その他の事象により、船舶の交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
③海難船舶若しくは漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は発生するおそれのあるとき	速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの防除その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。
④船舶交通の混乱を避ける	災害の概要、漁港・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。
⑤水路の水深に異常が生じたと認められるとき	必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を措置する等により水路の安全を確保する。
⑥航路標識が損壊し、又は流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、基本法第63条の規定により警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限若しくは禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努めるとともに、必要に応じ巡視船艇等により、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- ② 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

12) 危険物の保安措置

- ① 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- ② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講じる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

(6) 事故関係機関の実施事項

- ① 海上保安官署への事故発生の通報
- ② 遭難船舶乗組員の救助
- ③ 現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施
- ④ 必要に応じ、付近住民に避難するよう警告
- ⑤ 消火活動など消防機関への協力
- ⑥ 防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達
- ⑦ 災害対策連絡調整本部への責任者派遣

第5節 原子力災害応急対策計画

本県に寄港する原子力艦に起因する原子力災害及び医療用等に使用される放射性物質管理施設における災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるための対策は次による。

予防計画は「第1編 第3章 I 第11節 原子力災害予防計画」による。

(実施主体:県、企画対策部、消防対策部、市民健康対策部、福祉対策部)

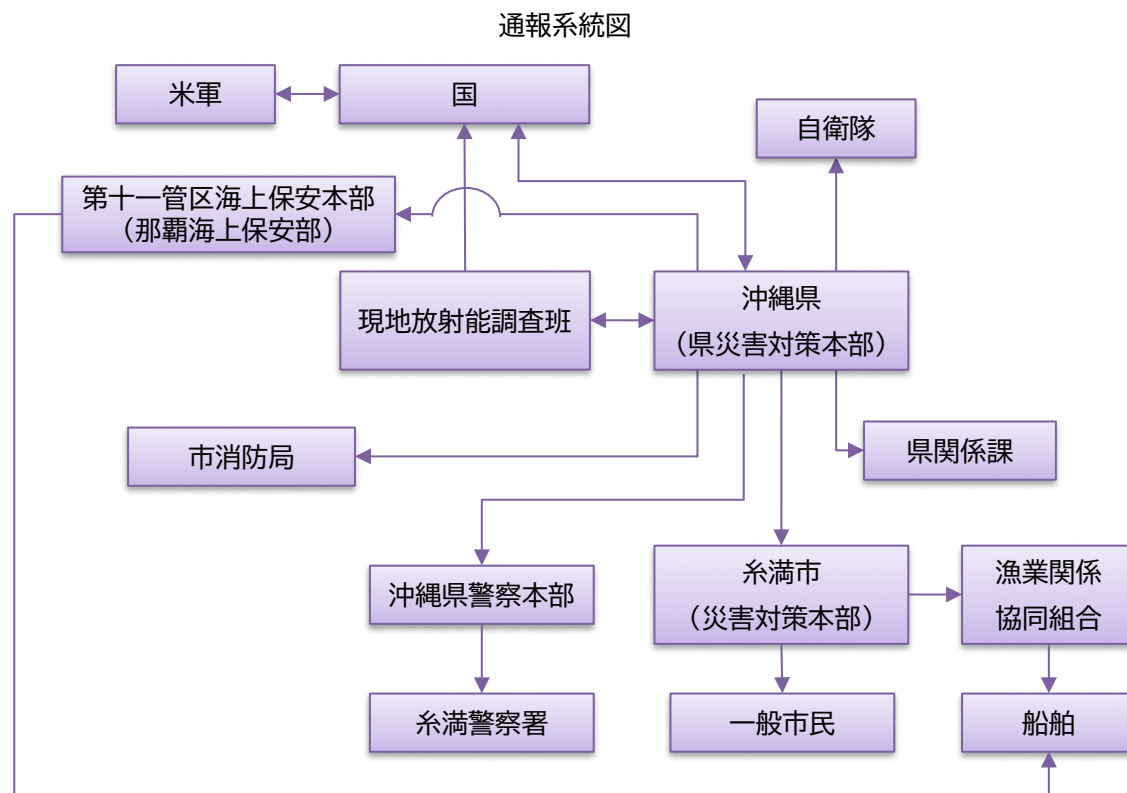
(1) 原子力艦災害対策

1) 活動体制の確立・災害情報等の連絡

県から、原子力艦の原子力災害発生について連絡があった場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等の必要な体制をとる。

市は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係指定地方公共機関に連絡する。

市は、関係機関との間において、県から通報・連絡を受けた事項等、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。



2) 屋内退避、避難収容等の防護活動

- ① 市は、県、県警察、消防機関及びその他防災機関と緊密に連携し、人命の安全を第一に周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行う。
- ② 市は、国の指導・助言に基づき、若しくは独自の判断により、住民等に対して、屋内避難又は避難のための立ち退きの指示等を行う。

避難指示は「第2編 第1章 第14節 第1款 (3)避難指示等の基準」に準じて行う。

- ③ 市は、県、県警察、消防機関及びその他防災機関と協力し、市民等の避難誘導等に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。
- ④ 市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により、市民等の避難状況を確認する。

3) 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所を開設し、適切に運営・管理を行う。

指定避難所の開設・運営は、「第2編 第1章 第14節 第1款（6）指定避難所・指定緊急避難場所」によるものとする。

4) 飲食物の摂取制限及び出荷制限

市は、国の指導・助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を行う。

5) 救助・救急

市は、事故の状況に応じて、県、県警察、関係防災機関と協力して職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、人命救助など必要な措置を実施する。

6) 市民等への的確な情報伝達活動

① 市民等への情報伝達活動

ア 市民等への広報

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、市民等に対する情報提供が迅速かつ的確に行われるよう国及び県との連携を図り、防災行政無線並びに広報車等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

イ 要配慮者への配慮等

市は、周辺住民のニーズを充分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制など周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定及び高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者に対応した伝達を行う。

ウ 広報内容の確認

市は、県及び関係機関からの情報内容を十分に確認した上で、市民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

エ 多様な情報伝達手段の活用

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという市民のニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

② 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、市民等からの問い合わせに速やかに対応するため、県と協力して専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置体制等を確立する。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 放射性物質管理施設災害対策

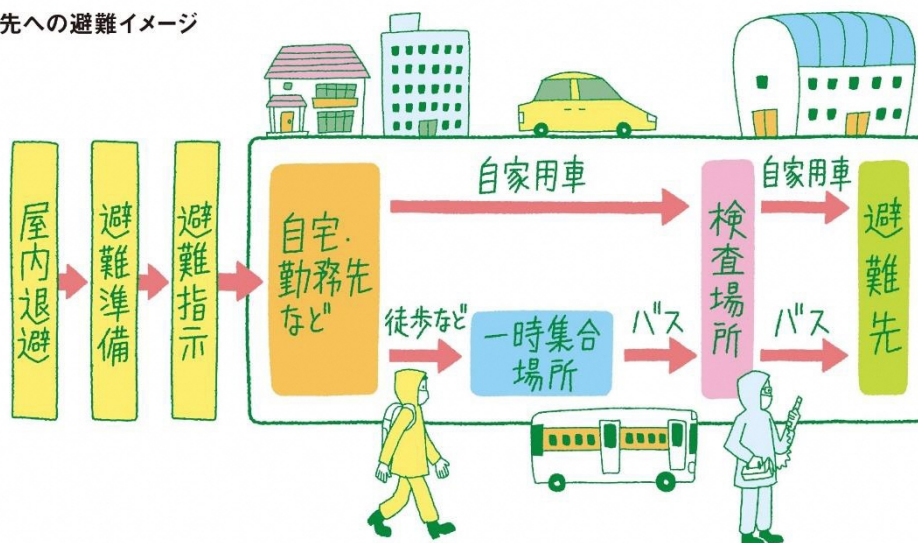
医療用等に使用される放射性物質管理施設で火災その他の事故が発生した場合において、その管理者は、従業者自ら救助活動を実施する場合又は消防機関等へ出動の要請をする場合は、救助活動を行う者に対し、発災場所が放射性物質管理施設であること、及び被ばく危険範囲並びに当該放射性物質の性質を十分に周知させる。

【原子力災害時の住民の行動】

自然災害と連動して原子力災害が発生した際は、まず、地震、津波、火災などの自然災害から身に迫る危険を回避することが重要である。その災害の情報を知り、危険の大きさを判断し、身の安全を確保する。そのうえで、原子力災害の規模や危険性に関する情報を得て、屋内退避や避難などの行動に移る。

情報は、テレビやラジオ、インターネット、緊急速報メール、防災行政無線、広報車などを用いて住民へ繰り返し提供される。一つの情報源に頼るのではなく、複数の情報源をチェックし、特に地方公共団体からの情報を確認することが大切である。

■避難先への避難イメージ



出典:こんな時どうする?原子力発電所で事故が起こったら~紙上シミュレーション~

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

「第2編 第2章 第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を実施する。

第2節 被災者生活の支援計画

「第2編 第2章 第2節 被災者生活の支援計画」に定める対策を実施する。

第3節 中小企業者等の支援計画

「第2編 第2章 第3節 中小企業者等の支援計画」に定める対策を実施する。

県は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行う。

第4節 応急金融対策

「第2編 第2章 第4節 応急金融対策」に定める対策を実施する。

第5節 復興の基本方針

「第2編 第2章 第5節 復興の基本方針」に定める対策を実施する。

また、国・県と協力して海上災害活動を行った場合には、次に掲げる対策を実施する。

区分	実施内容
①海洋環境の汚染防止	がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講じる。
②海上交通安全の確保	復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。 ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。 イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第6節 原子力災害復旧対策

原子力艦に起因する原子力災害等の対策を講じた場合、復旧対策は次による。

(実施主体: 県、企画対策部、消防対策部、市民健康対策部、福祉対策部)

(1) 各種制限措置等の解除

市は、国の助言・指導に基づき、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を行う。

(2) 記録等の作成

市は、住民等が災害地に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について登録を行う。

また、国と協力し、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておく。

(3) 被害等の影響の軽減

市は国とともに、原子力艦の原子力災害が発生した現場周辺地域の住民等から心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

また、必要に応じ、庁舎内に相談窓口を設置して住民が受けた影響について調査するとともに、国と連携して原子力艦の原子力災害の風評被害等を未然に防止又は軽減のための広報活動を行う。

【放射線防護の3原則】

外部被ばくを避けるための考え方に「放射線防護の3原則」がある。これは、放射性物質との間で「遮へいをする」、「距離をとる」、放射線を受ける「時間を短くする」というものである。住民の退避行動の「屋内退避」と「避難」は、3原則の「遮へい」「距離をとる」にあたる。

福島第一原子力発電所事故時の東京消防庁放水作業では、「遮へい」や「距離をとる」ことができないため、事前に作業の訓練をして、作業時間を「短くする」ことで被ばくを抑えた。

